

事例 36

発 生 日	平成 24 年 10 月 24 日
発生場所	広島県 広島市東区
種 類	不審な手紙
事件の概要	10月24日頃、東区在住の被保険者から「9月に後期高齢者医療保険の医療費を払いすぎているので4万円ほど払い戻すという内容の手紙が来た。手紙はなくしてしまったが、振り込まれているのか教えてほしい」と健康長寿課に電話があった。 被保険者に保険料や高額療養費などの還付金はなく、広島市からも被保険者にそのような文書を送付していなかった。 なお、手紙も紛失しており、相手にも連絡していないため、被保険者に金銭的被害はない。送られてきた手紙には、申出書や口座番号等の届出欄もなかったとのことである。広島市では、そのような不審な手紙が届いた場合は、すぐに市と警察に連絡するよう伝えた。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また、還付金等のお支払いに際して、<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	

事例 35

発 生 日	平成 24 年 10 月 17 日
発生場所	広島県 尾道市
種 類	不審な電話
事件の概要	平成 24 年 10 月 17 日午前 10 時頃、尾道市在住の被保険者宅に市役所保険課職員を名乗る若い男から「過去 5 年分の医療費（保険料）が過払いとなっている。8 月 30 日付でオレンジ色の封筒で還付用紙を送ったが届いているか」という内容の電話があった。被保険者は、郵便物はいつも確認しているがそのようなものは見ていないと答えると電話が切られた。その後何も電話がないため、不審に思った被保険者が確認のため尾道市に連絡をしたことで事件が発覚した。 なお、被保険者に後期高齢者医療関係で保険料や高額療養費などの還付金はなく、尾道市では不審な電話があれば近所の交番に連絡するよう伝えた。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また、還付金等のお支払いに際して、<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	

事例 34

発 生 日	平成 24 年 10 月 17 日
発生場所	広島県 福山市
種 類	詐欺事件
事件の概要	平成 24 年 10 月 17 日午前 10 時 30 分頃、福山市在住の被保険者宅に、社会保険庁のタカハシと名乗る人物から「8 月の終わり頃、青い封筒で医療費還付の通知をしたが返事がない。今日中に手続きをすれば振込ができるので、コンビニの A T M へ行くように」と電話があった。10 時 40 分にコンビニの A T M へ行き、再度タカハシへ連絡をし、指示通りに操作をしたが「振込ができないので、別の通帳があればそちらに振込む」と言われたので、妻の通帳でもう一度操作をした。すると「今度は振込ができた。振込明細書は個人情報なので処分すること。今日は銀行での記帳はできないので明日以降記帳するように」と言われた。翌日記帳すると、夫妻とも 50 万円が引き出されていたため、福山市に連絡をしたことで事件が発覚した。 福山市では、市役所から還付金を A T M 操作で振込をすることはなく、類似事件も起きていることから警察へすぐに連絡するように助言をし、今後同様の事例が起こった場合はすぐに市役所へ連絡するよう伝えた。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また、還付金等のお支払いに際して、<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	

事例 33

発 生 日	平成 24 年 10 月 16 日
発生場所	広島県 広島市東区
種 類	不審な電話
事件の概要	平成 24 年 10 月 16 日頃、広島市東区在住の被保険者宅に、「8 月 31 日に送付した 5 年間の後期高齢者医療保険料の還付に関する書類を送付したが回答がない」という内容の電話があった。電話を受けたのは被保険者の妻であったため、「夫でないとわからない。昼頃帰ってくるからその頃に再度電話してほしい」と告げたところ電話が切られた。不審に思った被保険者の妻が東区へ連絡したことで事件が発覚した。 なお、被保険者に後期高齢者医療関係で保険料や高額療養費などの還付金はなく、広島市では不審な電話があればすぐに市に連絡するよう伝えた。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

事例 32

発 生 日	平成 24 年 10 月 16 日
発生場所	広島県 広島市南区
種 類	不審な電話
事件の概要	平成 24 年 10 月 16 日午前 10 時頃、広島市南区在住の被保険者宅に、「8 月末に後期高齢者医療保険料の還付金に関する書類を送ったが回答がない。改めて県庁に申請すれば間に合う」という内容の電話があった。被保険者本人が、電話番号を控えようとしているうちに電話が切られた。不審に思った被保険者が南区へ連絡したことで事件が発覚した。 なお、被保険者に後期高齢者医療関係で保険料や高額療養費などの還付金はなく、広島市では不審な電話があればすぐに市に連絡するよう伝えた。また、同様の事例が広島市南区内で同日のうちにもう 1 件発生している。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。